

京都府立医科大学寄附講座規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府立医科大学規程第 32 号

(趣旨)

第 1 条 京都府立医科大学における寄附講座の設置については、他に本大学規程で定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附金を有効に活用して本学の主体性の下に設置運営し、もって教育研究等の進展、充実及び多様化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 各科目等又は中央研究室の教授、科目責任者又は研究部長等の責任者をいう。
- (2) 知的財産権 知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に定める権利をいう。
- (3) 有期雇用職員 京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則（平成 20 年京都府公立大学法人規則第 4 号）に基づき、期間を定めた労働契約により雇用する教職員をいう。

(設置の申込)

第 4 条 寄附講座の設置に係る寄附の申込をしようとする者は、寄附講座寄附申込書（別記第 1 号様式）により所属長に協議を申し入れるものとする。

- 2 所属長は前項の協議があり、その内容が本学の教育研究等の進展、充実及び多様性を図る上で有益であると認める場合、寄附講座の概要（別記第 2 号様式）を添付してその設置をリエゾンオフィス室長に申し込み、リエゾンオフィス委員会での審議を求めるものとする。
- 3 リエゾンオフィス室長は、前項の申込を受けた場合、リエゾンオフィス委員会での審議に基づき、この申込の受入の可否について意見を付して学長に具申するものとする。
- 4 学長は、前項の具申を受けた場合、教育研究評議会に提議し、教育研究評議会は当該講座設置の可否を決定するものとする。

(受諾)

第 5 条 学長は、前条により寄附講座の設置を決定したときは、寄附講座受入承認書（別記第 3 号様式）を当該所属長に送付の上、寄附講座寄附受入受諾書（別記第 4 号様式）により寄附申込者に通知するものとする。

(名称)

第 6 条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座の名称について、寄附申込者から申し出のあった場合は、寄附申込者が明らかになる字句を付加することができる。

(存続期間等)

第 7 条 寄附講座の存続期間は、原則として 2 年以上 5 年以下とし、各年度の末期を終期とする。ただし、これを更新することができる。

- 2 所属長は、各年度ごとに教育研究等の成果の取りまとめを行い、学長に講座の活動実績を報告するものとする。

- 3 寄附講座における重要な内容等の変更がある場合及びその存続期間を更新する場合の手続は、設置の手続に準じて行うものとする。

(講座の構成等)

- 第8条 寄附講座には、少なくとも教授、准教授、講師又は助教に相当する者1名の教員を置くものとする。
- 2 前項により置かれる寄附講座を担当する教員（以下「寄附講座担当教員」という。）の名称は、教員が兼ねる場合を除き、教授（寄附講座）、准教授（寄附講座）、講師（寄附講座）又は助教（寄附講座）とする。
- 3 寄附講座担当教員は、教員が兼ねる場合を除き、京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則に規定する有期雇用教職員とし、その契約期間は一の事業年度以内とする。なお、契約期間は更新することができるが、当該寄附講座の継続する期間を限度とする。
- 4 所属長は、寄附講座において教授に相当する教員を置こうとする場合は、その旨を学長に申し出るものとし、学長はこれを教育研究評議会に提議する。
- 5 教育研究評議会は、学長から提議を受けた候補者の人物、履歴、研究業績、健康状態等についての報告を受け、議を経て候補者として承認する。
- 6 教授に相当する教員以外の教員の選考は、京都府立医科大学医学部学科准教授・講師・助教・助手選定に関する規程（平成20年京都府立医科大学規程第50号）又は京都府立医科大学大学院研究科准教授・講師・助教・助手選定に関する規程（平成20年京都府立医科大学規程第51号）に準じて行うものとする。
- 7 前各項に定めるほか、寄附講座には、京都府立医科大学特任教授等の委嘱に関する規程（平成20年京都府立医科大学規程第71号）第2条第1項第2号又は第3号及び同条第2項第2号により称号を付与された特任教授等を置くことができる。

(寄附講座担当教員の職務)

- 第9条 寄附講座担当教員は、寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の研究、教育及び大学の承認を受けた上での診療に従事することができる。

(経費の負担)

- 第10条 寄附金で賄うべき経費（以下「必要経費」という。）は、寄附講座における教育研究のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、設備購入費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び本学の産学公連携の推進を図るために必要な経費（以下「産学公連携推進費」という。）とする。
- 2 産学公連携推進費は、寄附金額の10%とする。
- ただし、国等の公的機関との寄附講座の場合であって、国等の予算において又は財政上の事情により産学公連携推進費が確保されないときその他学長がやむを得ないと認めるときは、寄附金額の10%に満たない額により定めることができる。

(施設・設備の利用)

- 第11条 大学は、その施設及び設備を当該共同研究講座における教育研究の用に供することができる。
- 2 大学は、前項の施設及び設備の利用に伴う施設及び設備の利用料及び光熱水費相当額を前条第1項の直接経費から支出することができる。

(経費の経理)

- 第12条 必要経費の受領及び経理等に関する事務は、本学が行うものとする。
- 2 寄附講座における教育研究の実施に伴う経費は、年度ごとに必要な経費を受け入れるものとする。

(受入制限)

第13条 次の各号に掲げる条件が付されている寄附金については、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、及び著作権その他これらに準じる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他教育研究上支障があると認める条件

(設備の帰属等)

第14条 必要経費により大学において教育研究の目的のために取得した備品等は、大学に帰属するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第15条 寄附講座における研究の結果生じた知的財産権その他これらに準じる権利の帰属については、教職員の職務発明に関する規程（平成21年京都府公立大学法人規程第31号）の定めるところによる。

(国等による寄附講座)

第16条 国、地方公共団体又はその外郭団体等からの寄附により寄附講座を設置する場合の手続については、第4条及び第5条の規定にかかわらず、寄附申込者と学長が協議してこれを定める。

(施行の細目)

第17条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第31-1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条第3項の規定について、この規程施行の際、既に設置している寄附講座については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。ただし、この規程の施行の際、現に契約を締結している寄附講座の取扱いについては、なお従前の例による。